

# 一般社団法人グローブソーシャル 利益相反管理規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人グローブソーシャル（以下「本法人」という。）の理事及び全ての職員（以下「理事等」という。）の利益相反行為を適切に管理し、利益相反行為の防止を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規程は、理事等に対して適用する

### (定義)

第3条 この規程における「利益相反」とは、本法人の理事等が次の各号に掲げる取引（以下「利益相反取引」という。）を行う場合とする。

- (1) 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引
- (3) 自己が役員を務める企業、団体等（以下「兼業先」という。）から一定額以上の金銭若しくは便益の供与を得る、または一定額以上の物品、サービス等を購入する取引

## 第2章 利益相反の防止

### (利益相反行為の防止)

第4条 本法人は、利益相反を防止するとともに、本法人定款に定める理事等資格の確認に努め、必要な情報の開示を行わなければならない。

- 2 本法人は、利益相反防止のため、理事等に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。
- 3 助成事業等の実施にあたっては、理事等その他の事業協力団体の関係者に対し、特別な利益を与えないよう留意しなければならない。
- 4 助成事業等の実施にあたっては、助成金を拠出する活動団体との間の利益相反等を防止しなければならない。ただし、行政機関等の助成事業等で助成金を拠出する活動団体との間に明らかに利益相反等が認められない場合は、この限りでない。
- 5 理事等は、助成金を拠出する活動団体から金銭、物品又はこれらに類する贈与、便宜等を受けてはならない。

## 第3章 兼業先の申告

### (理事就任時の申告)

第5条 理事は、本法人の理事就任時に自己の兼業先の法人名および役職名について、書面で申告するものとする。

- 2 本法人の理事に再任された場合も、前項と同じ申告をするものとする。

### (申告内容の変更申告)

第6条 理事は、本法人の理事就任後、新たに他の企業、団体等の役員に就任した場合、新たな兼業先の法人名および役職名について、書面で申告するものとする。

- 2 本法人の理事就任時または就任後、他の企業、団体等の役員を退任した場合も、前項と同様の申告をするものとする。

### (申告後の対応)

第7条 前2条の規定に基づく申告を受けた場合、申告内容を精査した上で、本法人との間での利益相反の状況を確認する。

- 2 前項の確認の結果、利益相反の状況があった場合、会長と協議の上、すみやかに適正化のために必要な措置をとる。

## 第4章 利益相反取引の承認および報告

#### (利益相反取引の承認)

第8条 理事等が利益相反取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、承認を得なければならない。

2 前条の開示事実にかかる承認に際しては、当該利益相反取引をしようとする理事は、その決議に加わることができない。

3 本法人は、利益相反防止のため、理事等に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

#### (利益相反取引の報告)

第9条 前条の利益相反取引をした理事等は、その取引の重要な事実を遅滞なく、報告しなければならない。

### 第5章 利益相反管理体制

#### (倫理委員会の責任)

第10条 理事会は、利益相反管理の重要性を認識し、利益相反管理体制を整備・確立するため、以下に掲げる事項について責任を有する。

(1) 利益相反管理方針の制定、改廃に関すること

(2) 利益相反管理体制の整備に関すること

#### (代表理事の責任)

第11条 代表理事は、本法人の利益相反管理体制の統括責任者として、この規程で定めるものほか、次の各号に掲げる事項を実施する責任を有する。

(1) 利益相反のおそれのある取引の特定および管理方法に関すること

(2) 利益相反の状況があった場合は正措置に関すること

(3) 利益相反管理に関する役職員の教育および啓発体制の整備に関すること

(4) その他利益相反管理を適切に行うための必要な措置に関すること

#### (統括担当者の役割と責任)

第12条 本法人の利益相反管理体制全般にかかる統括担当者として、この規程で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を実施する役割と責任を有する。

(1) 利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性について定期的に検証を行い、改善すること

(2) 利益相反の特定または管理に必要な情報を入手し集約すること

(3) 利益相反の状況があった場合は正のための措置を講ずること

(4) 利益相反の特定およびその管理のために行った措置について記録し、作成日から5年間保存すること

(5) 理事等に対して定期的な研修を実施し、利益相反管理について理事等への周知徹底を図ること

(6) その他利益相反管理を適切に行うための必要な措置を実施すること

### 第6章 雜則

#### (補 則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

1 この規程は、令和6年7月1日から施行する。